

令和6年6月3日

第102回安来市議会定例会

(令和5年・令和6年)

6月定例会議案

第102回安来市議会定例会・6月定例会議案目次

- 議第84号 安来市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議第85号 安来市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議第86号 安来市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例及び安来市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議第87号 安来市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例制定について
- 議第88号 財産の無償貸付について
- 議第89号 財産の取得について
- 議第90号 令和6年度安来市一般会計補正予算（第2号）（別冊）
- 報第7号 令和5年度安来市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について（別冊）
- 報第8号 令和5年度安来市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について（別冊）
- 報第9号 議会の委任による専決処分の報告について
- 報第10号 議会の委任による専決処分の報告について

議第 8 4 号

安来市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について

安来市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 6 年 6 月 3 日 提出

安来市長 田 中 武 夫

安来市条例第 号

安来市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

安来市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成 27 年安来市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 2 号を加える。

（5）特定個人番号利用事務 法第 19 条第 8 号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

（6）利用特定個人情報 法第 19 条第 8 号に規定する利用特定個人情報をいう。

第 4 条第 1 項中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第 3 項中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 8 5 号

安来市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について

安来市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 6 年 6 月 3 日 提出

安来市長 田 中 武 夫

安来市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

安来市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 16 年安来市条例第 55 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 1 項中「職員が異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがあるときにおいて、安来市地域防災計画に基づく第 2 災害体制下で行う業務に従事した場合で、市長が著しく困難であると認めたとき」を「次に掲げる場合」に改め、同項に次の各号を加える。

- （1）職員が異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがあるときにおいて、安来市地域防災計画に基づく第 2 災害体制下で行う業務に従事した場合で、市長が著しく困難であると認めたとき。
- （2）職員が災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 29 条第 2 項又は大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）第 53 条第 2 項の規定による要請に基づき災害応急対策又は災害復旧のため派遣されたとき。

第 13 条第 2 項中「1 日につき 300 円（業務が深夜に行われる場合にあっては、当該額にその 100 分の 50 を加算した額）の範囲内で市長が定める」を「業務に従事した日 1 日につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする」に改め、同項に次の各号を加える。

- （1）前項第 1 号の業務 300 円（業務が深夜に行われる場合にあっては、当該額にその 100 分の 50 を加算した額）の範囲内で市長が定める額
- （2）前項第 2 号の業務 1,080 円

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の安来市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和 6 年 1 月 1 日から適用する。

議第 8 6 号

安来市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例及び安来市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

安来市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例及び安来市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 6 年 6 月 3 日 提出

安来市長 田 中 武 夫

安来市条例第 号

安来市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例及び安来市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「第 140 条の 6 第 1 号ロ（２）」を「第 140 条の 6 第 1 号イ」に改める。

- （１）安来市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成 26 年安来市条例第 32 号）第 13 条第 1 号
- （２）安来市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（平成 26 年安来市条例第 33 号）第 4 条第 2 項第 2 号

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 8 7 号

安来市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例
制定について

安来市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例を、
別紙のとおり制定するものとする。

令和 6 年 6 月 3 日 提出

安来市長 田 中 武 夫

安来市条例第 号

安来市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例

安来市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例（平成16年安来市条例第221号）の一部を次のように改正する。

別表備考1中「政令別表第3」を「非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令（平成18年総務省令第110号。以下「省令」という。）別表第2」に改め、同表備考2中「第6条第2項から第6項（第3項第1号を除く。）まで」を「第6条第5項から第8項（第6項第1号を除く。）まで」に改め、「規定」の次に「及び省令第3条第2項の規定」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 88 号

財産の無償貸付について

次のとおり財産を無償貸付したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
第 96 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 3 日 提出

安来市長 田 中 武 夫

記

- | | | |
|---|--------|----------------------|
| 1 | 貸付する財産 | 上の台緑の村の土地、建物及び附属施設 |
| 2 | 財産の所在 | |
| | (1) 土地 | |
| | 所 在 | 安来市伯太町高江寸次 8 0 9 番 1 |
| | | 安来市伯太町高江寸次 8 4 4 番 1 |
| | | 安来市伯太町高江寸次 8 4 4 番 4 |
| | | 安来市伯太町高江寸次 8 4 4 番 5 |
| | | 安来市伯太町高江寸次 8 4 4 番 6 |
| | | 安来市伯太町高江寸次 8 4 4 番 8 |
| | | 安来市伯太町赤屋 7 2 6 番 1 |
| | | 安来市伯太町赤屋 7 2 6 番 8 |
| | | 安来市伯太町赤屋 7 2 6 番 9 |
| | | 安来市伯太町赤屋 7 2 6 番 10 |
| | | 安来市伯太町赤屋 7 2 6 番 35 |
| | | 安来市伯太町赤屋 7 2 6 番 58 |
| | | 安来市伯太町横屋 9 5 2 番 1 |

安来市伯太町横屋 9 5 2 番 2 4

安来市伯太町横屋 9 5 2 番 2 5

安来市伯太町横屋 9 5 2 番 5 7

安来市伯太町横屋 9 5 2 番 5 8

安来市伯太町横屋 9 5 2 番 5 9

合計面積 1 0 7, 8 0 5. 0 0 平方メートル

(2) 建物及び附属施設

所 在 安来市伯太町高江寸次 8 4 4 番地 4

名称、構造及び延床面積

管理棟 木造 1 9 9 平方メートル

簡易宿泊棟 木造 7 棟 1 5 9 平方メートル

炊事棟 木造 3 2 平方メートル

屋内調理棟 木造 5 0 平方メートル

便所棟 木造 2 4 平方メートル

体育館 鉄骨造 7 7 3 平方メートル

管理棟厨房 木造 3 2 平方メートル

野菜市場 木造 2 4 平方メートル

スキー管理棟 木造 2 8 平方メートル

物品管理棟 木造 7 2 平方メートル

トイレ 木造 1 8 平方メートル

綿羊舎兼乾草置場 木造 2 8. 9 7 平方メートル

給水ポンプ施設 鉄骨造 1 2. 6 8 平方メートル

合計延床面積 1, 4 5 2. 6 5 平方メートル

3 貸付の期間 令和 6 年 7 月 1 日から令和 8 年 6 月 3 0 日まで

4 貸付の相手方 東京都千代田区外神田 2 丁目 4 - 4 第一電波ビル新館 8 F
ユービス株式会社 代表取締役 木村 良臣

5 貸付の理由 上の台緑の村トライアル事業を行うため、当該土地、建物及び附属施設を上記相手方に無償で貸し付けるものである。

議第 89 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得したいので、安来市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 16 年安来市条例第 59 号）第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 3 日 提出

安来市長 田 中 武 夫

記

- 1 物品名・種類 安来市ごみ収集指定袋
燃やすごみ収集指定袋（大）
燃やすごみ収集指定袋（中）
燃やすごみ収集指定袋（小）
分別収集指定袋（大）
分別収集指定袋（中）
分別収集指定袋（小）
- 2 契約の金額 一金 18,590,000 円
- 3 契約の相手方の住所・氏名
松江市東出雲町錦浜 583 番地 10
有限会社 野津善助商店
代表取締役 福場 達
- 4 契約の方法 一般競争入札

報第9号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により委任された事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年6月3日 提出

安来市長 田 中 武 夫

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により委任された事項について、次のとおり損害賠償の額を定めることについて専決処分する。

令和6年5月10日

安来市長 田 中 武 夫

記

- 1 損害賠償の額 57,775円
- 2 事故発生年月日 令和6年2月23日
- 3 事故発生場所 安来市穂日島町 市道吉佐須崎線
- 4 相手方 安来市
A氏
- 5 事故概要 午後8時50分頃、相手方所有の原付バイクが市道吉佐須崎線を走行中、路面上の穴を通過した際に転倒し、負傷（打撲）及び車両損傷したもの。
- 6 事故処理方法 示談による処理

報第 10 号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により委任された事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 6 月 3 日 提出

安来市長 田 中 武 夫

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により委任された事項について、次のとおり損害賠償の額を定めることについて専決処分する。

令和6年5月10日

安来市長 田 中 武 夫

記

- 1 損害賠償の額 163,504円
- 2 事故発生年月日 令和6年4月13日
- 3 事故発生場所 安来市広瀬町布部345番地27 安来市加納美術館駐車場
- 4 相手方 米子市
A氏
- 5 事故概要 午後3時30分頃、A氏が安来市加納美術館から帰る際に、
駐車場で自家用車を走行し、溝上を通過したところ、グレー
チング(蓋)が跳ね上がり、車両の右後部ドアあたりに接触し
て擦りキズが生じた。
- 6 事故処理方法 示談による処理